

## 令和2年第9回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年 8月 17日(月) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |       |     |        |     |        |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長  | 山本 正二 |     |        |     |        |
| 1番  | 井上 建夫 | 2番  | 井町 哲   | 3番  | 村上 浩一  |
| 4番  | 縄田 善博 | 5番  | 倉増 知   | 6番  | 安部 好恵  |
| 7番  | 俵 薫   | 8番  | 中嶋 誠   | 9番  | 石田 健治郎 |
| 10番 | 萬代 泰生 | 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次  |
| 13番 | 伊藤 新司 | 14番 | 中野 修   | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 岸 英法  | 17番 | 武藤 康志  | 18番 | 安富 法明  |
| 19番 | 山本 正二 |     |        |     |        |
- 4 出席推進委員
- |       |        |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
| 南野 哲廣 | 鮎川 幸彦  | 嶋田 義文 | 原田 一馬 |
| 永嶺 達也 | 大橋 つや子 | 村中 清美 | 阿野 秀文 |
| 三戸 勲  | 安永 彰   | 松田 孝子 | 野上 武史 |
| 植山 淑子 | 川島 茂   | 岩山 澄男 | 大石 洋典 |
| 山縣 正明 | 赤間 茂則  | 阿川 伸美 | 佐藤 和美 |
| 山田 孝治 | 松田 康浩  | 松原 正晴 |       |
- 5 欠席農業委員
- 6 欠席推進委員
- |       |      |
|-------|------|
| 弘中 隆司 | 田原 茂 |
|-------|------|
- 7 事務局
- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 落合 浩志 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 2 年第 9 回総会を開催いたします。本日の出席委員は 19 名中 19 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。それでは、美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、ありがとうございます。それでは指名をいたします。9 番、石田委員。11 番、伊藤（美）委員。よろしく願いいたします。今日は初めての総会でございます。新しい委員会になりまして、初めての総会でございます。一言ご挨拶を申し上げます。と言っても挨拶になるかどうか分かりませんが、皆さんはご存知と思いますが、コロナによる事業者経営持続給付金という補助金がございます。個人の場合は 100 万、法人関係であれば 200 万という補助金が出ます。農家をしておられれば、かなりの部分で個人でも、かなりの部分というより、ほとんど 100%に近い部分で個人で 100 万の補助金が出ます。あとは法人、要するに組合法人も含みますけれど、これは施設園芸がちょっと大変なだけで、それ以外、米農家、米を中心に、米、麦中心の形態であれば、200 万の補助金出ます。これ今年の確か 12 月までではないかなというふうに思ってるんですけど、要件としましては、米農家であれば、1 年間の売上農業所得を 1/2 にしまして月々の所得額を出します。例えば、7 月、米農家であれば何も農業所得が無いとします。0 になりますよね。年間が 500 万ありまして、500 万じゃ難しいんで、600 万にしますか、12 ですから毎月 50 万ということになりますけれど、7 月の売り上げがお米をちょっと親戚に売って 5 万だったよ、というのであれば、当然 50 万の 1/2 を大きく割り込んでおりますので、1/2 を割れば 100 万の対象になります。それが法人であれば、全く同じような計算方法で、200 万の対象になります。ただ、ひとつ問題なのは、全てインターネットでの申請になっております。この辺を考慮しながら、皆さんの方でもやられたらいいんじゃないかなというふうに思ってます。それともう一つですね、借家についても、年間の借り上げ金の 1/2 が補助金として出ます。借家と聞いたら、家だけというふうに思われるかもわかりませんが、表向きは借家になってます。実際には、借地、借家、要するに土地、水田を例えば組合法人で借られて、貸し出してる人達に対して地料を払ってる、これの年間支払額の 1/2 が出るようになっております。これも確かインターネットでの申請になるように書いてあったというふうに思っております。実際にですね、最初の方につきましては、私やりました。●●●●●●の方は、今日は女房が返ってきまして、200 万入ったよって言っていました。後、私、●●●●●という個人経営の方がおりますんで、こちらについても通産省の方から、何ら疑問点について質問がメールで来ておりませんので、OK なんじゃないかなというふうに思っております。是非ですね、こうゆうふうな今ある制度を利用させていただきたい。それと、もう一つは皆さんのまわりにいらっしゃる農家にこのような制度があるよ、やった</p>

	<p>らどう、わかんなかったら手伝うよていうぐらい、農業委員さん、推進委員さんは勉強をしていただけたら、しあわせだなと私は、思っております。それが、農業委員、推進委員の使命ではないかというふうに思っておりますので、もし、わからないところがあれば、事務局なんかと話をしながら、いろんな勉強をして頂いたらというふうに思います。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、只今より議事に移りたいというふうに思います。しばらくの間ですね、議事の中に新しい委員さん、新しい推進委員さんいらっしゃいますので、なぜこれがこのようになったかいう事につきまして注釈をいれることが多いと思います。ご協力よろしく願いいたします。それでは、議事に入りたいと思います。議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>これから美祢市に居住する譲受人が家の前にある農地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件について譲受人は、新規の農地取得ですが、耕作をするにあたり、必要な農機具を購入する予定で、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たすと見込まれます。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員さん何か把握しておられましたら、地元委員さん報告をお願いいたします。秋吉、●●ですから、誰になりますかね、担当は。</p>
事務局	<p>弘中さん。豊田前の弘中さんで今日は休みです。</p>
議長	<p>休み？ほんとじゃ。すみません。そしたら、豊田前の原田さん。</p>
4番（推進委員）	<p>何も聞いてません。</p>
議長	<p>わからない。すみません。迫じゃなかった。勘違いしました。実はですね、これ、本来であれば、現地調査をされました委員の報</p>

	<p>告を求めるところなんですが、新規就農のため現地調査がありません。ていうのは、現地調査で調査をする項目のひとつに、先程事務局より説明の中にありました全部耕作要件を満たしてるか満たして無いかというのが現地調査の一番大きなポイントになるかというふうに思われます。よってこの件につきましては、それが審議ですので、それがございませんので、現地調査の報告がありません。それとこれは、ちょっと今日の議案にはあがっておりませんが、実はもう1件、現地調査をしたら、3条申請がございます。圃場整備をされてる水田と宅地の間に僅かですが、水田が残っておるようになってるんですが、どうも宅地の一部に取り込まれておるようでございます。秋芳町ですので、もう既に早い時期に地籍調査も終了しております、その後、ほんと1年かぐらいの誤差で圃場整備がなされたようでございます。ですので、その整備のときには長細い長い水田があったのではないかとこのように思われますので全部耕作が確認できないので、きちんとその農地について宅地なり、雑種地なり、なんなりで処理を下さいというお願いをして帰りました。また、来月の総会にもしかしたら出てくるのではないかなと、いうふうに思っております。それでは、審議に入りたいと思います。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。ございませんか。「はい」の声）それでは採択に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>その件がですね、先程配りました紙の一番最初に書かれてることでございます。許可申請の不備についてということで、書かれておりますけれど、これにつきましては、確かに事務局で分かる範囲は事務局で処理できると思いますけれど、事務局は現地を全て事前に確認するわけではございませんので、ちょっと無理な部分もあるのではないかとこのように私としては思います。事務局の方、どうですか。</p>
事務局	<p>はい、先程のこの質問なんですが、事務局の方に書類を受け取りに来たり、来られたりとか、提出をされた時には、マッチングしますし、現地調査前に立会の時、この農地じゃ無しに耕作されてる所の耕作地を見に行きますよというのは伝えております。だから秋芳総合支所とか美東総合支所の方に提出された場合に農業委員会、今、分室というのがありません。それで、美東総合支所で受けられた分についてはそのまま、ノーチェックでこちらの方に送られて来られると思いますので、その点については、今からどねいかにしないといけないかと考えております。事務局としても、チェックの体制をもう一度見直そうと今考えております。以上です。</p>

議長	<p>それでは、次にまいります。続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。  申請者は市内に居住する医療関係に従事する個人です。申請地は、●●●●から南西へ、1.3kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。高齢により耕作管理が困難となったため、クヌギ1000本を植林するものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
18番	<p>18番の安富です。今、事務局の方から説明がありましたように、これは、4条の転用許可、農地の転用許可を求められたものです。場所はですね。●●●●のですね、なんていいますか、●●の裏、その辺とさせていただけたらというふうに思います。現地はですね、特にもう既に、なんていいますか、畑という地目ですが、もう原野のような状況に一応なっておりますし、他の家にですね、迷惑がかかるような所は無いというふうに思います。で特に問題はないというふうに判断をしてまいりました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは地元委員さんより補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
25番（推進委員）	<p>今、安富委員の報告があった通り、別に問題無いと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、それでは、採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長

全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし常設委員会に附します。  
今、言いました、常設委員会というのは、県の農業会議の中に設定をされております委員会のことでございます。最終的には、山口県内の目線を統一するために、常設審議委員会で審議をしております。毎月28日前後ということで、やっております。それで、もうひとつ付け加えておきますけど、常設審議委員会がだめだといっても、今すべての、県内全ての市町で、移譲を受けましたので、市町の農業委員会が県がだめといってもそんなことはないこれはいいんだというふうに言えば、許可が出来るような制度になっております。あくまで、常設審議委員会というのは、県内の目線を統一する。下関では許可されるのに、美祢では許可されないというのはおかしいし、美祢で許可されるのに、下関で許可されないというのはおかしいので、その辺をきちんと統一するための、委員会でございます。  
それでは、続きまして議案第3号 議事順位第3 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。

事務局

1件朗読。  
申請者は美祢市に本店を置く造園業を営む法人です。申請地は、●●●●から北西へ4.9kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。鳥獣被害がひどく耕作管理ができない申請人から申請地を買い受け、槐200本を植樹する申請です。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。

17番

17番、武藤です。こちらはですね、5条申請、農地等転用の為の権利移動許可申請ということで、先程、場所は先程事務局から説明がありましたが補足いたしますと、●の●●●●●、●●●●を●●方面へ向かい、●●●●●付近から、●●●●●、●●●●●の●●方面へ右折します。およそ1.6kmくらい行った所を左折しまして、●●●●●をおよそ1km行った辺りから山間部に入って行く細い道、およそ500m入ったところかもしれないです。詳しくは地図をご参照いただけたらと思います。申請者は、●●●●●さんです。植木等植えられる予定なんですけど、こちら、すみません、ちょっと事務局員さん、●●●●●は確定したんですか。まだ、うそ。資料見たら、線が引いてあったんで。すみません、こちら、7ページの資料を見ていただくと、ぼくたちが調査に行った時はですね●●●●●と●●●●●という小ちゃいのは、確定してたんですけど、●●●●●がたぶんこの辺であろうと

	<p>いう広く知った意味での土地なんですね、ここは。おそらく、右の細長いのが●●●●じゃないかということでした。この辺は、かなり山間部でして、筆界未定の土地は、全部荒れてまして、もし、こちらを取得していただいて、管理していただければありがたいなとは思いましたが、おそらく確定されてから来られるんじゃないかなと思うんですけど、確定前を出していいのかなという気もちょっとあったんですけど、そこら辺をご審議していただければありがたいなと思います。僕自身はもう管理していただきたいなとは思いました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
6 番（推進委員）	<p>大橋です。今申し上げました武藤委員の言われたように、間違いのないと思います。どうぞご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと事務局、今、武藤委員から言われた件につきまして、補足説明出来れば説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、●●●●につきましては、申請の時は地籍図を添付されて、筆界未定、大きい筆界未定の中に図面をつけてまして、その現地調査の時に●●さんの方から、地籍調査前の分間図を参考にして、●●●●を確定というかその場所が分かるような図面を提出されたので、今回の総会でその図面を使わせていただいております。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、採決に移りたいと思います。議案第3号について、原案の通り決定する事に賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数。よって議案第3号は原案の通り決定をし常設審議委員会の方に附します。これ、面積が大きいので、常設審議委員会でも、今出されました意見を私の方から、みなさんにお伝えをして、それに対する判断について、仰ぎたいと思います。その結果につきましては、来月の総会でみなさんの方にご報告をしようというふうに思っております。</p>
1 6 番	<p>今、会長、賛成多数で了解したと、いうことでいいと思いますけども。賛成で無い方もおられるので、賛成に対して挙手されてな</p>

<p>議長</p>	<p>い方もおられるので、その人の事については、きちっと今回はこれについては、名前を議事録にこの人は挙手してないと。</p> <p>はい、わかりました。そしたら、すみません。反対の方が少なかったんで、反対の方、ちょっと。手を挙げていただけたらと思います。はい、1番。そっちじゃないです。</p>
<p>14番（推進委員）</p>	<p>質問なんですけど、これは、農業委員会の議決、推進委員は議決権は。</p>
<p>議長</p>	<p>権はありません。発言権はあります。</p>
<p>14番（推進委員）</p>	<p>手を挙げなくても別に問題無い。</p>
<p>議長</p>	<p>それは問題ないです。すみません。もう一回。反対の方、ちょっと議事録に残しますので、すみません。1番。</p>
<p>9番</p>	<p>すみません。その前に。会長さんがですね、決議を取られた後に常設審議委員会にかけて、意見を伺いますと言われたから、同意しますということです。常設審議委員会の意見を聞きます、ということをやった後、採った後、言われたから、それなら私はいいですと、同意します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>18番</p>	<p>常設委員会がダメと言ったらどうなるん。</p>
<p>議長</p>	<p>常設委員会がダメと言ったら。ダメという報告をします。常設委員会にかかってですね、もし、ダメと言われましたら、その時には、許可証を発行いたしません。次の総会までに、もう一度審議をしてもらいます。</p>
<p>18番</p>	<p>あのね。先程、武藤委員が言われたと思うのですがね、やらんとする事はもう、現況は荒地いね。荒地ちゅうか、原野ちゅうか。そうゆう状況なんですわいね。この●●さんがやろうとされてることはね、悪い事じゃないと思うんですよ。前提条件としてね。申請書を読んで地籍調査を今から実施して、どうのこうのを含めてね、なんか釈然としないところがもうひとつあるんですわいね。筆界</p>

	<p>未定その分についてね、そのへんの事を私は事務局にもう一度、その●●さんがやらんとされてることを、今からどうゆうふうな段どりでするんかということも含めて、他のところに迷惑がかかる様なことはありませんよというふうな状況を確認をしてね、やはり私は、あれした方がいいんじゃないかなと思って、それとね、反対してて、私は手を挙げてない、なんとなく釈然とせん。</p>
14番	<p>ちょっといいですか、●●さんと●●●●がね、この線の中で、わかちよる事についてね、わしは、売ってくれ、わしは、買うてくれてゆうそで、それで了解を得とるのに、農業委員会がなんでこれだけ反対せんにゃいけんのんか。</p>
18番	<p>だから、それははっきりしたらええんじゃないかね。</p>
14番	<p>売れるから、出ちよるんじゃないろうが。違うんか。</p>
議長	<p>わかりました。決は採って賛成という事でございますので、そのような処理をしますけれど、常設審議委員会の方に附しますので、そちらの意見もみなさんの方にはお繋ぎしますということでございます。ちょっとその中で、先程、これは案件が案件なんで、反対をされた方を議事録の中に名前を残して欲しいということですので、残したいと思いますので、1番の井上さん、7番俵さん、8番中嶋さん、1番伊藤（美）さん、18番安富さん。</p>
11番	<p>私はですね。すみません、よろしいです。私はこうゆう事にあまり詳しくないので。</p>
議長	<p>いやいや、いいんです。今から勉強してもらえばそれで十分です。伊藤（美）さんまで、いいんですかね。それで、18番。それでは、議事順位第4番に移りたいと思いますが、議事順位第4番は、倉増委員の関係する案件でございます。倉増委員すみませんけど、退席をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より、議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は●●●●から南東に、4.4kmの位置にある農用地区域内農地です。駐車場、車庫を設置するための農振除外です。以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>

議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
17番	17番、武藤です。こちらは、農用地区域内の土地を農用地以外の用途に供することを目的とした利用計画が出されております。場所は、●●●●から、●●●●から●●方面に向かう道なんですけど、こちらは、●●●●●●というところに向かって入って行く方に右折しまして、およそ、1.7km申請者の自宅前にある農地でございます。現在、草刈り等行われて、自己保全がされておりますが、今回、自宅前ということもあまして、こちらの農地を除外して、駐車場として利用したいということですね。調査に伺ったところ、山間部の一番上の圃場で、4畝から5畝くらいの狭い農地です。水管理等農地として利用するには、だいぶ骨が折れるだろうなあと感じました。こちらを除外して、駐車場されるということで、特に問題はないんじゃないかなあと感じました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いします。
15番（推進委員）	地元委員の岩山といいます。武藤委員の言われた通りでありまして、何ら問題は無いと思います。審議よろしくをお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。行ってみましたら、林業をされてるようで、中型のトラック等々、車が何台か、道路の側と言いますか、道路にかかる程度に何台か止まっておりました。駐車場が必要なんだなあと私は感じた次第でございます。委員のみなさんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り、当番委員の報告を協議結果として意見として決定をすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して、市長の方へ送付いたします。それでは、続きまして議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。

事務局	<p>朗読。</p> <p>今回の申請は1件で、合わせて2筆でございます。利用権設定面積は新規のみで合計5,644㎡、貸し手が1名、受け手が1名でございます。内訳は、4ページ目以降に添付してございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の方でこの案件につきまして、もし分かれば発言をお願いします。</p>
10番（推進委員）	<p>推進委員の安永です。先月なんですが、●●さんの方からですね、●●●●さんに委託する、耕作を委託するということを言われて来られたんですが、現地を見た感じ、●●さんが積極的にやられるということで、周囲には問題ないと思われま。ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>この、利用集積、農地利用集積計画というのは、俗に言う流動化というふうに昔から言われております。農地の貸し借りの契約のひとつでございます。これ増進法という法律の中で規定をされておまして、以前農地を貸し借りをしましたら、農地法第3条の規定による貸し借りしかございませんでした。それにより、小作権等が付くという問題で、農地の貸し借りがうまくスムーズにいかなかったんで、それを解消するために、作られた法律によって貸し借りをするシステムになっております。美祢市の場合は、11月ぐらいから、翌年の2月の半ばぐらいまで、みなさん全員が推進委員となって、更新それから新規等の契約を推進をしていただくことになるんじゃないかというふうには思っております。いずれはこれ農林課の仕事でございますので、農林課の方に私的には返したいというふうには思っておりますけれど、それまでに、これからも、毎月のように出てまいりますので、勉強をしていただいて、分からない所があれば、質問していただいたらというふうには思います。それと、他の市町では事情はわかりませんが、</p>

	<p>開始日はランダムに開始日は始まりますけれど、終了日につきましては、美祿市は全て3月31日ということに決めております。ていうのがですね、ランダムになりますと毎月毎月みなさんに多大な苦勞をかけることになりますので、終了日だけは、一律にして、どう言ったらいいんですかね、満期と言いますか、貸し借りの終了を一括すると、それによって、次の更新を11月から、2月の半ばまでに、みなさんに集中的にやっていただけるように、ていうことで、やっております。それともうひとつ大きな利点は、事務局の方の事務的な事務負担がかなり軽減等されております。ご協力よろしくお願いたします。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを、1から3までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>すみません。2番までしかありません。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。新たに利用権を設定されるため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>2件目。多忙で耕作管理が難しいため、双方の合意により解約されたものです。これからは、自己管理される予定です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員さん、両方とも豊田前ですから、原田さん。</p>
4番（推進委員）	<p>はい、推進委員の原田です。1番の件ですけども、続いて作られる方が決まっていますので、もう、作っておられます。2番の件に関しては、私はちょっとタッチしていないので、分かりません。</p>
議長	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございませんか。よろしゅうございませんか（「はい」の声）特に意見もございませんようですので、以上で報告第1号を終わらせていただきます。この件につきましては、先程ありました利用増進法に基づく貸し借りの契約をしたのを、その期限が来る前に、解約をして貸し借りを別の人にしたたり、自分で作ったりとゆうふうな形にしたということの通知の報告でございます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第7 報告第2号 農地転用現況証明についてを、番号1から3までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3件朗読。</p>



8 番（推進委員）	推進委員の阿野です。委員のご報告の通りで、特にありません。以上になります。
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員のみなさんより、何かご質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは、特に発言等ないようでございますので、報告第2号を終わらせていただきます。先程配りました紙の中に現況証明等についての事が記載されております。大まかに言いまして、現況証明とは、農地が農地で無くなる荒廃している所で、概ね20年、20年以上経過していると、認められるところ、とそれと、20年以上農地として使ってなくても、すぐに農地として、復帰出来る可能性のあるところを除いた土地でございます。それは、美祢市の場合では、現況証明基準というものを作っております。その基準に合えば、20年以上経つとれば、現況証明で、このような形で、農地外にすることが出来ます。それともうひとつなんです、こうゆう事を覚えとって欲しいんですが、この中に農業委員会の非農地証明基準についてってというふうに書いてある、2番目に書いてある2番目じゃない、1番最初ですね、非農地証明は、今からみなさんで農地パトロールして歩いていただく中で、ここはもう本当に農地ではない、農地制はないなという所については、農地パトロールをされた委員さんと推進委員さんと農業委員さんと、当事務局で判断をしていただいて、非農地証明を発行いたします。ただですね、非農地証明が出せない土地がございます。いくら荒廃しておっても圃場整備がなされてる田んぼ等、等です。甲種農地、第2種農地等についても全く同じ扱いになりますので、その辺については、非農地証明は発行することが出来ません。ただですね、圃場整備がされておっても自分がここはもう本当に耕作することはできないので、現況証明願いを出されれば基準に適合すれば現況証明として処理をすることが出来ます。そうゆうことです。あとはですね。農道が無く、農機具が入らずに、農地としての維持が出来ない、という土地についても、先程言いました、現況証明基準、それから、農道が無くというのは圃場整備等がされてる可能性は少ないので、本当にここが荒廃をして、農地として利用することが出来ないと認められればですね、これも、非農地証明を交付することが私は出来るというふうに考えております。それと鳥獣対策につきましてですが、進入防止策等が十分に対策出来ない、これについてはですね、ちょっと、非農地として落とすことについてですね、これが出来ないからと言うので落とすことについてはちょっと問題があるんじゃないかと、ここを逆に言えば、今後、山林にしたいので、4条申請で、非農地にして転用をして行くというふうな形を取られれば、これについて、農業委員会が、とやかくだめですよと、いうふうなことを言うことは、まず、無いのではないかなとゆうふうに思います。今後見直さなければいけない部分であればですね、皆さんからの意見を聞きながら、少しずつ見直していこうとは、思っておりますけれど、あまりですね、過激なといえますか、見直し方はすると、また国の方からお叱りを受けますので、そのへんについては、ご容赦いただきたいと、ゆうふうには思っております。とういうのが、以前美祢市は、中古住宅といえますか、空き家対策の関係で、空き家にくっついてるわずかな農地については、ということで、下限面積をすごく落としたことがあります。県の段階</p>

	<p>では、いいことですね褒められたんですが、農水省から、いつ美祢市は勝手に法律変えましたかっていうふうな、苦情が参りまして、また元に戻したという経験がございます。そのくらい、皆さんの意見を入れながら、やりやすいように、運用側で法律は運用できる場所で運用していきたいというふうに思いますので、その辺については、どしどし意見いただけらというふうに思っております。で、安富さん何かあればどうぞ。</p>
18番	<p>はい、2つあります。1つはですね、今話の中に出ました、農業委員会非農地証明基準ていうのは、私は、これは事務局あれかいね、皆さんに配ったんかいね。これネットで出てきたん。最初だったらね、なんか美祢市農業委員会に於いて何か決めたようなことがあるのであれば、そうゆうのは、やっぱり、私、貰ったことは無い</p>
議長	<p>現況証明基準ていうのは、配ったことあるん。</p>
事務局	<p>現況証明基準ていうのは、これ平成18年、合併前の美祢市の農業委員会で作成いたしましたして、今、会長さんになられていますが、山本委員さんの時に、農地部会の方で作成いたしました。それからずいぶん経っておりますので、他の状況とか見ながら、今回農地部会さんという任意部会がありますので、そちらの方でまた、ご協議していただきたいと考えております。それで、今、非農地交付基準ですが、まだ、皆さんの方に配布していないようなので、また、次回の総会の時に配布したいと思います。以上です。</p>
18番	<p>基本的にはですね。制度がわからんと、現地見に行ってもしょうがないんで、そうゆうことは、きちんとしていただきたいということと、会長言われましたがですね、状況がですね、高齢化も含めてですね、厳しい状況に農業はあります。先程、ちょっと言われましたように農道がですね、自分ら農道が無いようなところを、無理してですね、今は、機械持ってって機械も大きくなってますそうゆうところをね、無理して耕したりするような時代じゃありません。だから、状況判断をきちっとしたらですね、非農地証明等はもう、柔軟に出すべきだろうと思いますし、獣害対策もですね、一応一通り、ここを守ろうと柵をしたら、やっぱり外にはもう行かれもしません、植えてもですね、たとえば、植樹、栗とか梅とかていうなものを植えたとしても、鹿来てみな食べます。だからそうゆう事等も考えながらやはり今後のですね、農業委員会活動をするべきだろうと思います。ちょっとこれ古いんですが、2018年の我々にとれとれと言われた、全国農業新聞ですが、非農地判断の促進強化ということで、かなり柔軟性に対応してる地区も実際あります。これも、ちょっと古いですが、古いちゆうことは、早くから皆、考える事は考えて、やっているとところもあるよちゆうことです。これ2018年ですから、そうゆうことですね、そうゆうことも考えながら対応していったらいかかかなんでしようかという話でございます。終わります。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。非農地証明につきましては、実は恥ずかしい話、山口県で一番最初にやっちゃたんです。困ったのが、宇部の法務局で、大量に地目変更が出てまいりました。てんやわんやの大騒動ということで、美祢市の農業委員会の方に法務局がこうゆうふうな制度があるんですかという問い合わせが出てきたんで、早くやりました。県内では、他の市町が美祢市に準じて、今どんどんやってきてる様な次第でございます。その辺についても、いろんな基準そして、制度の中に厳しいところがあれば対応をしていけたらというふうに思っておりますので、皆さんの意見よろしく願いをいたします。それでは、長くなりましたが、もう少しご辛抱お願いいたします。最後にですね、農業相談関係、農業相談がありましたようでございますので、当番委員さんの方よりご報告をお願いいたします。</p>
11番	<p>8月11日に農業相談にお二方お見えになりました。最初の方は、●●●●にお住まいの方で、田んぼを●●●●という所に自宅から離れた所に田んぼを持っていらっしゃる方で、足が悪くてもう車が、運転出来ない。また、後継者がいないということで、田を売りたいというご相談でした。●●●●の担当委員さんが、中野委員さんですので、電話連絡をいたしまして、相談をいたしましたら、事務局まで、その場にすぐ来ていただいて、一緒に相談をしていただきました。それで、とても事情にお詳しいようでしたので、中野委員さんに相談者のご了解も受けまして、中野委員さんに一任することにいたしましたので、中野委員さんよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、2人目の相談がありました。●●●●の●●さんという、71歳の方です。●●さんは平成21年の11月に●●の中古住宅を購入されて、住まわれました。そして、21年から22年にかかるころに、ご近所の方から自分の宅地の裏にある土地を買ってもらえないかという相談があり、広い面積、格安の5万円で購入されたそうです。その方は、固定資産税は払うとの事で、草刈りとか、そういったものは、●●さんがずっとされてきました。ただその時にご主人が亡くなり、土地の名義変更という問題があったんですが、それがなかなか、あちらの事情でできなかったということで、ずっと今まできたそうです。そして、●●さんも最近体調不良で、もう土地の管理も出来ないの、土地を返したいというご相談でした。回答としましては、その土地は農地です。そして●●さんは非農家の方です。ですから、ルールとして、農地を買うことはできなかった。ということなんですが、相手の方も●●さんもそのことはちょっとぜんぜん分からなかったということで、そして、ずっと、名義変更できないままなので、もうその土地を実は買えなかった、買う事が出来なかったんだ、というそもそもの発端のことをですね、どのようにして、土地を返せるか、お金ももう返してもらわなくていいというような、ご相談でした。そして、そこで、ご近所の人だから、トラブルは起こしたくないので、なんとか話をまとめてもらえないかということで、●●●の委員さんである岸さんに、お電話したところ、快く相談をしましょうということで対応をしていただくことになりました。すみません、岸さんよろしくお願いいたします。</p>

<p>議長</p> <p>14番</p>	<p>はい、ありがとうございます。中野さん、その後何か話は進展はございますか。</p> <p>まず、この土地というものがですね、ある法人が借りて、麦やら大豆を作ろうと思うて、もう5年位前からしようたけど、麦を蒔いても、麦の芽が出ん訳ですよ。水分が多いんですね。作ろうと思うたら、米しか作れんのよね。それでそこはもう獣害が、鹿もおるし猪もおるけどねそれには、猿もおるけ、とにかくもう、戻すということで、管理だけは、中の田んぼの中だけ、草を刈りに来よったんよ、だけど、それもやれんてゆうて、じゃけえ、田んぼの畦があるからて、茅がもうおれらの背丈より高くなつちよるんよ、ずっとそのまんまやけねえ、中だけは、トラクターでモアを付けて刈りよるけどね。そりゃ、やれんけえて、相談に来られたけど、あんたがあそこ作りいや、誰がそんなところ、何作ってもできん。それで●●●、僕の一級上の先輩やけんね、72になるんじゃけど、今から20年くらい前かのう、急こう配の所を4条の田植え機で、乗って上ってね、前が浮いたから、前に乗って足が滑った。田靴履いたままバーと足が滑って、田植え機の前輪の中に足が入ってね、片方のももから足がもげた訳。じゃけえ、もう、本人もこれで百姓が出来んてゆうよってかなり田んぼ作りよったですよ。それも出来ん、今度、兄弟が、男の兄弟が2人でね、本人より、お兄さんが今老人ホームに行っちよる、生活がやれんけえ、どねいかしてくれて言うけど、法人が手ぶるような田を個人も誰も買いやせんけえ、土建屋にでも売って、田を1枚広げてもろうてから何かしてから、どねいかしてあげよう、とは言うちよるけどね。そんな農地じゃからもう、普通の農家になりたがる、それをもうこの間から、会長にちょっと相談しようと思ひよった。</p>
<p>議長</p> <p>16番</p>	<p>はい、岸さん。</p> <p>当日、井町委員から電話がありまして、その当日に、相談者の●●さんが私の家の方に参られたと。内容はですね、先程、伊藤さんが言われたように、平成21年に●●に引っ越されて、22年の4月にですね、農地の所有者から、農地を買って欲しいという依頼があったと。双方とも農地に関してあまり理解・知識がなくてですね、はい、分かりましたということで、一応5万円、言われた5万円を買ったと、中身は575㎡ですから、その当時の農地法でいう土地の購入の条件の5反ですか、5反にはるかに遠く、その後、美祢市が24年ですか、24年に下限面積を設定したと、別段ですね。それが10aですから、それにも満たないという状況であることがわかりました。その土地については、前任の持ち主である方の名義そのままになっておりまして、というのは、●●●●●かな、●●●●●担当ですかね、そこに土地の登記の話に行かれたら、これは扱えませんかと言われて返された。当然なんですけど、そういう状況で、どうしたらいいかということなんで、一応ですね、ご本人さんに対しては、基本的には、これは農地</p>

	<p>の売買そのものが成立してないのではないかとゆうことで、そうは言ってもお金のやり取りをしてるんで、当然売買の契約書もない。ということで、登記も新たな登記もされてない状況はさっきも言った通りなんで、9月ですね、法律相談ありますね、無料の、美祢市の。そこで、農地の売買はもともとなかったもんだと、ゆうことの確認が法律上取ればですね、その旨を相手さんにいわゆる土地の現所有者ですね、登記上の現所有者に説明して、土地、●●さんから見れば土地を返すと、いうことの整理をしようかなということで、9月の法律相談を待ってですね、次の事を考えたいとこの様に思って、●●さんにその旨を伝えております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。よろしく願いいたします。他に委員の皆さんより、何かご意見等ございましたら、お願いいたします。それでは、事務局の方より、今後の日程等について事務局お願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私の方から3点ほど先に、申させていただきます。今後の日程についてですが、今お手元にお配りしておると思います、9月の予定ですね。A4の縦で書かれたものです。それと、今後の農業委員さんの当番表ということで、A4横のスケジュール表があらうかと思えます。まずは、来月の日程でございますが、総会は9月の16日、水曜日、午後2時から場所はこちら美祢市民会館2階の大会議で行います。そして農業相談日は、9月の8日、火曜日、時間は9時から11時30分までで、美祢地区は石田委員さん、美東地区 井上委員さん、秋芳地区 俵委員さんでお願いいたします。現地調査につきましては、実施日は9月の7日、月曜日、時間は、午前9時から午後4時まで、9月は岸委員さんと馬屋原委員さんで調査をお願いいたします。そして農業委員会事務局への集合時間は、8時50分までにいらしていただけたらと思います。それから、当番表A4横の方ですが、こちらが、委員さん改選後のですね、令和2年度の当番表になってございます。上から、農業相談、現地調査、総会は議事録署名人ですね、ということになってますので、ご確認ください。毎回、総会の時に次の総会の委員さん読み上げますが、この2年度分の予定を頭に入れておいておかれたら、スケジュールを組みやすいかなと思えますので、よろしく願いいたします。それから、2点目ですが、先程、俵委員さんからもありましたが、体調管理なんですけど、前回は申ししたと思えますけど、総会はコロナウィルス対策の関係で令和2年度いっぱいまでは、令和3年の3月までですね、市民会館の大会議室で行います。その時に市の方としてもですね、参加者の名簿、委員さん達がいらっしゃいますので、市役所の内部の会議というわけではございませんが、外部会議という扱いになりますので、名簿と体温の管理、体調管理ということが、求められておりますので、体温を計っていただくようになります。今回初めて、非接触式の体温計というのを使わせていただきました。市民会館の方で購入しておりますので、使えるようになったわけなんですけど、来ていただいた時にそれ計られてもちろん結構なんですけど、常日頃から体調管理していただいと、ちょっとおかしいかなと思われるんだしたら、お休みしていただいた方がいいのかなと思えますけど、日頃から体温計られてる方はですね、お出かけの前に計られて、こちらでは計らずにそれを書かれても結構でございますので、忘れられたら非接触の体温計でお計りいた</p>

議長	<p>だくという流れでいきたいと思います。それから、3番目ですが、農地パトロールの件でございますが、美東地区と秋芳地区の方についてはですね、スケジュールの調整がつかず、お待たせしている状況なんです、秋芳と美東の分室の調整がつきましたんで、本日総会が終わってからですね、美東と秋芳の地区の委員さん達は、ちょっとこの後にいただいてですね、位置決定の上帰っていただけたらと思いますので、お疲れでしょうが、ひとつよろしく願いいたします。私からは以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。皆さんにお願いがございます。今、配られております緊急連絡網の携帯番号の番号を確認をして、チェックをしてください。時々ですね、これが違っとして、いくら連絡しても連絡がつかない事がございますので、よろしく願いいたします。それと、もうひとつお願いがあるんですが、いくらかけても出て来られないこともあるんです。すみませんが、1日24時間何らかの形で、農業委員というのは、推進委員も含めてですが、公務の一部の中におるということを、思っていたいて、たまには、家に忘れて出ることもあるかもわかりませんが、2時間に1回くらいは、携帯にかかってきてないかな、チェックをお願いをしたいというふうに思っております。それでも、連絡がつかない時にはすみませんが、この連絡網の自分がかける次の人に、次の次の人にかけて、緊急連絡ですんで、出来るだけ早く、全部に要件を届けたいと思いますので、ご協力の程、お願いいたします。出ちゃなかったから繋がらんかったよ、届かんかったよ、ということが無いようにひとつよろしく願いいたします。それでは、終わりたいと思います。</p>
事務局	号令。

午後4時10分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和2年8月17日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

--	--

